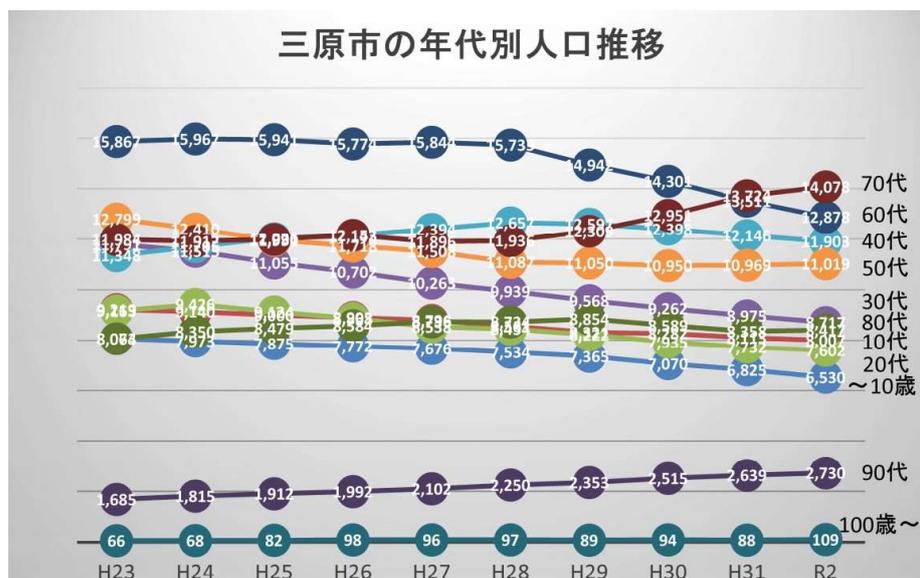


1つひとつの問題が、行政として担う分野の膨張・拡大を増幅させていく・・・
今まさに、三原市もこの局面にあると思っています。

1つひとつの問題に対して、多岐にわたる策を講じていただいているところ
ですが、この局面を打開するポイントの1つが、住民組織によるコミュニティ機
能を充実していくこと、「地域づくり」にあると捉えています。

こちらのグラフをご覧ください。



三原市の年代別人口の推移です。今、いちばん大きなボリュームゾーンが 70 代。その方々のお孫さん世代になるのでしょうか、10 歳未満の年代は半分に満たないという人口構成になっています。団塊の世代が 70 代になるにつれ、地域活動の主力であった 60 代が大きく減っているのに加えて、仕事を続ける方も多く、担い手不足の実感につながっていると思われます。

続いてこちらのグラフをご覧ください。



一般質問 R3 年 2 月：元気な地域づくりについて

安藤志保 TEL：090-5265-3855 メール：andoshiho@gmail.com

出生数を見ると、10年間で3割4割減る状況にあり、次の世代が減っていくスピードが速くなっている。これは悲観的なニュースとしてお伝えしたいのではなく、三原市に生まれてきてくれる大切な子ども達、貴重な子ども達を、三原市民みんなが歓迎し、大切に育ててくださることを願ってお伝えします。

(1) 地域カルテの作成について

市全体として、このような状況ですが、人間の感覚として大きな数字はピンとこないものです。これを「自分ごと」として、「我が地域」の「今」を客観的に捉えるために、「地域カルテ」をつくってはどうか、というのが1つ目の質問です。

情報を情報として終わらせるのではなく、情報を、地域で課題解決に取り組む原動力にしていだけるよう、地域の健康診断の位置づけとして、地域カルテを作成することが、「元気な地域づくり」に有効であると考えますが、いかがでしょうか？

※

小学校区単位や中学校区単位などありますが

豊田市さん（中学校区単位、市人口40万人）のがすごい！

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/jichiku/1037159/index.html>

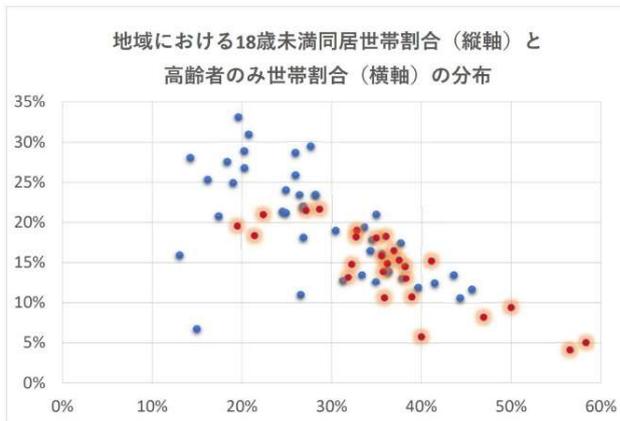
地域健康カルテも！

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/kenkou/1011123.html>

(2) 地域ビジョン策定支援について

今、申し上げたのと同様なことを、中山間地域活性化地域計画や、全市対象の地域ビジョンを策定する事業で取り組んでいただいているものと認識しています。しかし、その取り組み方に問題があると思っています。

グラフを用いて説明します。



縦軸が18歳未満の子どもさんが同居している世帯の割合、横軸が高齢者さんのみの世帯の割合。1つの●が1つの町というか地域、城町全体、港町全体というデータになっています。中山間地域については、計画策定、策定予定地域ごとのくくりになっています。

世帯の数値にしているのは、「住民組織の取組」を想定しているためで、三世代同居など、家庭内で世代交代が可能なおうちには「高齢者世帯」として含まない値です。2015年の国勢調査のデータから作成しています。

グラフの中で、赤い●が中山間地域、青い●はそれ以外です。中山間地域よりも、高齢者のみ世帯が多く、子どもさんがおられる世帯が少ない地域がかなりあることが見て取れます。

これまでの地域ビジョンの取り組みとして、中山間地域で先行して行い、中山間以外の地域も含めて公募していますが、この進め方を改める必要があるのではないのでしょうか。

現在のような手上げ式でなく、運営が大変そうな地域に、客観的な状況をお伝えしつつ地域ビジョン策定を促す、お誘いする取り組みが必要と思いますが、いかがでしょうか。

（3）地域担当職員制度の創設について

そして、地域ビジョン策定をお誘いするステップとして、地域担当職員制度が有効と考えます。その提案が3つめの質問です。

町内会を対象としたアンケート調査なども行われていますが、回答がない町内会もあります。見落としていた、忘れていたというだけなら良いかもしれませんが、よく分からなくて答えられないなど、心配な状況が把握できていない場合もあるかもしれません。

住民組織の運営について、様々な支援が必要な可能性があります。中山間地域のような集落支援員や地域おこし協力隊を、市内全域に配置するわけにもいきません。

そこで、地域ビジョン策定につなげる前段階として、また、ビジョン策定後のフォローとして、市役所の職員さんにより地域担当を設けていただき、サポートを行うことが有効であると考えます。いかがでしょうか。

※

【廿日市市】若手職員を対象とした「地域コミュニティ活動体験研修」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/challenge-so-say/jirei-22.html>

令和3年2月定例会総括質問

2. 関係人口創出について

日本全体で、人口減少と高齢化が進む中、総務省の「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会」において、地方への移住を促す有効な策の1つとして、「関係人口」という新たな概念が示されました。平成30年3月のことです。

本市においても、関係人口創出事業として、令和2年度予算で827万円、この度、上程されている新年度予算で1800万円が計画されています。いずれも委託費です。関係人口創出にあたり、地方と都市人材をつなぐ中間支援機能が重視され、新たなビジネスとなっています。

市長の施政方針で、「浮城塾を進化させた『スタートアップ創出シティカレッジ』」を創設されるとのことです。関係人口を求める当事者である三原市として、関係人口の問題に限らず、地方の課題解決をビジネスチャンスと捉えて、全国に打って出られるようなスタートアップが生まれるよう、取り組んでいただきたいと思います。

(1) 市内の「交流密度」を上げる取組について

今回の質問1点目では、今申し上げた都市人材を想定した「関係人口」ではなく、三原市民を「関係人口」の対象として取り組むことを提案します。

「関係人口」は、将来的な移住を期待するものですが、移住に至らなくても、地域の活動への参加が増えて活発になる効果が期待できます。その「参加人口」「活動人口」が増えることを、三原市内の交流の密度が上がることと捉えて、1点目の質問を「市内の『交流密度』を上げる取組について」としています。

まず、こちらの表をご覧ください。

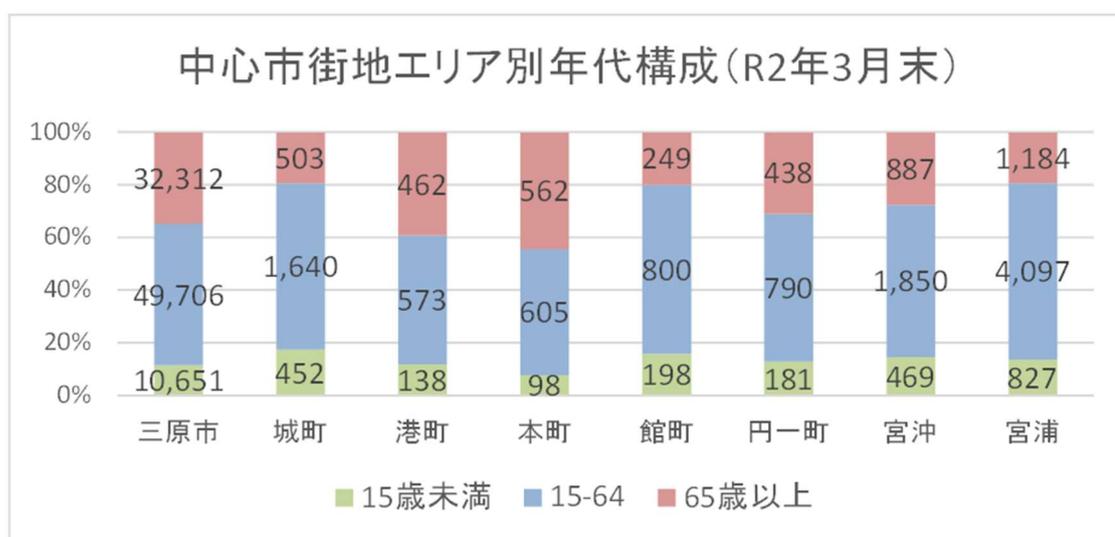
中心市街地人口集積割合の推移

	H17	H27	R2
中心市街地人口(A)	16,134	16,740	17,003
三原市人口(B)	104,434	98,290	92,669
(A)/(B)	15.4%	17.0%	18.3%

三原市全体の人口が減ってきているのはご承知の通りです。平成17年3月の10万4434人から、令和2年3月に9万2669人となりました。平成29年以降、前年比1.3%以上の高い減少率が続きました。感染症の影響わかりませんが、令和2年1月から12月は、前年比1.17パーセントと、減少率が少し緩和されました。

このように全体が減る一方で、中心市街地の人口が増えています。平成17年から令和2年の15年間で、5.4%の伸びです。

割合でみた場合は、三原市全体に対して中心市街地人口が占める割合は、平成17年3月には15.4%、令和2年3月には18.3%と大きくなりました。さらに詳細を見ると、15歳未満では、22.2%が中心市街地に住んでいるという状況です。



人口の東京一極集中の解消が日本全体の課題であり、地方都市はその歯止めとしての、いわゆる「人口のダム」という機能が求められるところです。本市の中心市街地を、「ダム」とはいかないまでも、評価できるのかもしれない。

そこで、関係人口を求める中山間などの地域と、市中心部にお住まいの方々を積極的につないでいく方策が有効であると考えます。農業体験や森林整備、植樹・植林、自然の中での遊び場などへの参加を促し、さらには一過性のイベント参加から、継続的な関係を紡いでいく、「関係人口」を意識したプロジェクト展開ができるよう、市として地域をサポートし、また、地域と中心部の人をつなぐサポートをしていくべきではないでしょうか。

(2) ふるさと住民票の導入について

2点目は、ふるさと住民票の導入についての提案です。「関係人口」とは、地域との関わり方が、観光のような一過性の交流よりも深く、住民として定住するよりも関係が薄いという、ある意味あいまいな関わり方です。

リモートワークが普及し、2拠点居住、他拠点居住という暮らし方も少しずつですが浸透してきています。

また、実際に訪れるのではなく、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの形で、三原市を応援してくださる方、三原出身の方も「関係人口」と言えるのではないのでしょうか。

一つの自治体に住民登録する「1本の線をつなげる関係」から、多様な関わり方、つまり複数の自治体と複数の線をつなげる「柔軟な関係」の構築へと、発想の転換が求められていると捉えています。

そのような課題意識から、2015年に8つの自治体から提言され、始まったのが「ふるさと住民票」です。

法に基づいた制度ではなく、それぞれの自治体で創意工夫をこらした運用がされているようです。私としては、三原市のふるさと大使が著名な方に限定されるのに対して、SNSなど個人の発信力が高まる中、どなたでも「ふるさと大使」のような役割を果たしていただけるのが「ふるさと住民票」ではないかと思っています。

「関係人口」というあいまいな関係を、「ふるさと住民」という少し確かな関係へ位置づけられるよう、導入されてはいかがでしょうか。

令和3年2月定例会総括質問

3. 第2次環境基本計画の中間見直しについて

(1) 気候変動（地球温暖化）対策について

気候変動（地球温暖化）の影響が、日本国内でも年を追うごとに深刻な状況になっており、気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言を行うことや、早急な対策を、繰り返し求めてきました。この度の施政方針で、「国の二酸化炭素ネットゼロ宣言を実現する市の施策を具体化するため、第2次環境基本計画の中間見直しを前倒し」して行うことを述べられました。

予算としては特別な計上はなく、例年通りの環境審議会を開き、そこで検討される予定のように見受けられます。中間見直しを、どのように行われるのか、見直しのスケジュール、内容、体制について、お尋ねします。

(2) 再生可能エネルギーの普及推進について

気候変動は、日本国内でも深刻な影響を及ぼすようになっていきます。気温上昇の幅を1.5℃以内におさえるためのIPCC「1.5℃特別報告書」で求められているのは、【2030年までに2010年比約45%削減、2050年前後に正味ゼロ】です。

これを達成するためには、エネルギーの質を転換することが必須となります。本市として、これまで家庭用太陽光発電などの補助を行ってきたことは、その一助になってきたものと捉えていますが、これまでとは比較にならない規模で取り組む必要があります。

かねてから繰り返し申し上げているように、エネルギー担当部署もしくはエネルギー担当者を設けて取り組む必要があります。自治体が直接または何らかの形で関わる新電力も全国的に増えてきており、広島県内でも3自治体に取り組む状況です。本市として、エネルギー担当部署もしくは担当者を設けることについて、お考えを伺います。

(3) 地域循環共生圏づくりについて

一般質問 R3 年 2 月：元気な地域づくりについて

安藤志保 TEL：090-5265-3855 メール：andoshiho@gmail.com

3点目は、地域循環共生圏づくりについてです。環境部門のみならず、まちづくり構想のようなものなので、企画部門に属する内容かもしれません。一言で説明するのが難しいのですが、地域の自然、文化、都市機能などを資源・資本と位置づけて、持続可能な循環をつくりだそうとするものです。

新年度予算として、市内の地域経済循環を調査・分析する事業が提案されていますが、地域循環共生圏は、分析を行った後に描く構想であると考えます。ですので、環境基本計画の中間見直しの時点で、具体的な内容を盛り込むことはできませんが、環境省の第5次環境基本計画で示されている脱炭素社会に向けた概念として、本市の環境基本計画にも盛り込む必要があると考えますが、いかがでしょうか？



(4) 環境審議会の専門性について

申し上げた地域循環共生圏や、SDGs について、本来であれば、第2次環境基本計画に盛り込んでおくべき内容であったと思っています。計画策定時に、盛り込まれなかったことが非常に残念です。

一般質問 R3 年 2 月：元気な地域づくりについて

安藤志保 TEL：090-5265-3855 メール：andoshiho@gmail.com

今回の見直し作業も、環境審議会で行われるものと想定していますが、審議会は、環境分野において、どのような専門性のある委員さんがおられるのかお尋ねします。

また、より専門性を高めることや、情報の共通化をはかるために、審議会の中で勉強会をされる事例もあります。見直しをされるにあたって、そのようなプロセスを盛り込まれることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

令和3年2月定例会総括質問

4. 本郷産業廃棄物処分場と関係法令等について

(1) 処分場の建設に際し、法令等の問題点をどのように認識しているか

建設地域のみなさんや、広く市民のみなさんが反対してきましたが、建設工事が進み、新年度から産業廃棄物の埋め立てが始まることとなります。地域のみなさんの反対に対して、市も県も「法に則っている」と言われ、思いが届かない歯がゆさを感じてきました。

環境法は、工業化が進む過程で、公害による健康被害や命の犠牲まで払いながら、事業者に対する規制を少しずつ少しずつ勝ち取って厳しくしてきたもので、いまだ発展途上です。因果関係を認めてもらえない悔しさも多くの人が味わってこられました。

本郷産廃処分場の大きな反対の理由の1つが、安定型処分場であることです。素掘り状態の穴に、廃棄物を埋め立てていくもので、もしも有害物質が持ち込まれたり発生したとしても、土壌や地下水に浸透することを防ぐ手立てがない処分場です。環境省の調査で、自治体関係者からも、安定型処分場に対する不安や疑問視する声が寄せられています。

しかし、現在の経済システムや規制の中で、いちばん安く処理ができる処分場として、継続されてきています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で認められた施設です。

反対の理由の2つ目が、立地場所が分水嶺であり、水源であることです。国会でも、水源など処分場建設地として望ましくない場所への立地を規制する議論も行われながら見送られ、自治体独自に、最終処分場などから水源を守る条例などの手立てを設けている自治体もあります。

法によって等しく国民生活が守られる状況になっていないと感じます。

また、広島県の「産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱」も機能せず、地元に対して十分な説明がないまま、当の県から建設許可が出されてしまいました。

本市でのこのような現状について、法令などに問題があるという認識を持っておられるでしょうか。お尋ねします。

(2) 国や県に対して、法令等の是正を求めるべきではないか

また、今申し上げたような問題について、国や県に対して、法令などで対応ができるように、是正を求めるべきではないでしょうか。お尋ねします。

令和3年2月定例会総括質問

5. 水道事業の広域連携について

(1) 令和2年6月に策定された広島県水道広域連携推進方針について

新年度予算として、県内の水道事業の経営組織を一元化する企業団設立準備の負担金174万円が提案されました。

平成30年4月から、県内市町と県の水道担当部局による協議が重ねられ、令和2年6月に、広域連携の基本的な枠組みや具体的な取り組みなどを盛り込んだ「広島県水道広域連携推進方針」が策定され、公表されました。

この方針の中で「具体的な取組」が示されており、本市においては、広域連携に伴う施設集約の整備費用として18億円の増額、集約することにより施設の更新が不要になるものとして39億円減額が見込まれています。維持管理費も合わせると、40年間で43億円の節約の見込みとされています。

人件費が10億円マイナスになる見込みも示されていますが、本市における広域連携の「具体的な取組」は、どのような内容になるのか、お示してください。

また、その内容は、市としてすでに了承されたものということになるのでしょうか。

(2) 生活に欠かせない水道供給を守る自治の取組について

これまでの議会説明の中で、多くの議員から、広域連携に参加することに対して、疑問、不安、反対の質問や意見が出されました。方針で示された内容に、実際に取り掛かる場合、市民や議会からの疑問や反対の声への対応は、どのようなのでしょうか。企業団に対して、市民の声が届くのでしょうか。

広域連携を進める動きは、平成30年の水道法改正が元になっています。国会での議論では、水道事業をコンセッション方式、民営化のような運営形態にできる点がいちばん問題視され、大きく報道されました。広域化の次のステップとしてコンセッション方式へ移行されないのか懸念を抱いています。

一般質問 R3 年 2 月：元気な地域づくりについて

安藤志保 TEL：090-5265-3855 メール：andoshiho@gmail.com

このことについて、どのような見通しを持っておられるのか、また、コンセッションへの移行について、市としてどのようなお考えを持っておられるのでしょうか。